

入浴施設における レジオネラ症の発生の予防について

衛生管理が不十分な浴槽等の影響により、「レジオネラ症」が発生する場合があります。「レジオネラ症」は高熱や呼吸困難、吐き気、意識障害などが出て、急激に重症になり死亡することもあります。

県条例には、**浴槽水を利用の都度、換水せず、多人数が入れ替わり利用する入浴施設**を有する開設者等が守るべき衛生措置等が定められています。

その概要は、次のとおりです。これらの管理等を自己又は専門業者で確実にこなってください。

貯湯槽の管理

浴室にお湯を供給するための貯湯槽がある場合は、次のいずれかを行う必要があります。

- ・貯湯槽のお湯の温度を 60℃以上に保つ。
- ・貯湯槽内のお湯を消毒する。
- ・貯湯槽内の清掃及び消毒を適宜行う。

浴槽水の消毒

- ・浴槽水については、消毒をする必要があります。（浴槽水を循環利用せずに、浴槽からいつも溢れさせて使用し、毎日浴槽を清掃消毒する場合は、必ずしも浴槽水を消毒する必要はありません。）
- ・塩素消毒をする場合は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、その濃度を 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以上に保つようにしてください。
- ・循環式浴槽においては、塩素系薬剤をろ過器の直前に入れる必要があります。（例えば、ろ過器直前に設置されているヘアキャッチャーに薬剤を手で投入しても構いません。）

浴槽の管理

1 日 1 回以上（循環式浴槽については 1 週間に 1 回以上）お湯を落とし、浴槽内を清掃する必要があります。

循環ラインの管理

循環式浴槽の循環配管及びろ過器は、1 週間に 1 回以上、高濃度塩素剤等で洗浄する必要があります。

生物膜の確認

貯湯槽及び配管は1年に1回以上内部を点検してください。

ヌルヌルした膜が発生していると、レジオネラ菌の生物膜と考えられますので、除去する必要があります。

水質検査の実施

浴槽水等は、次の頻度でレジオネラ属菌の水質検査を専門の業者に依頼して行う必要があります。

- 浴槽水を塩素消毒し、毎日換水している場合は、1年に1回以上。
- 浴槽水を塩素消毒し、毎日換水していない場合は、半年に1回以上。
（気泡発生装置等微小な水粒を発生させる装置を浴槽に設置している場合は、3月に1回以上）
- 浴槽水を塩素消毒していない場合は、3月に1回以上。
- シャワーや打たせ湯に浴槽水を使用している場合は、3月に1回以上。

菌検出の報告

水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合は、青森市保健所に報告する必要があります。

記録及び保管

貯湯槽、浴槽などの管理記録や水質検査の結果は、記録して3年間保管する必要があります。

※レジオネラ菌の感染について

レジオネラ菌は、入浴施設内にできる生物膜に発生し、レジオネラ属菌を含む水分や湯気を通して感染しますが、一旦、人の体に入ったレジオネラ菌は体外に出ないため、人から人に直接感染することはありません。

問い合わせ先

青森市保健所 生活衛生課

〒030-0962 青森市佃2丁目19-13

TEL 017-765-5288

FAX 017-765-5283